



## タイ王国コンケン市との友好交流がスタート

### 歓迎の舞

瑞穂町は、タイ王国コンケン市との友好交流を進めており、この度訪問し、覚書を交わしました。

市長をはじめとしたコンケン市の皆さまは温かく迎えてくださり、タイの伝統芸能で歓迎していただきました。詳細は、次のページをご覧ください。

### おもな内容

特集	行政改革の取り組み状況をお知らせします 夏休みを思い切り楽しもう!! ほか	2~6
みずほ伝言板	熱中症に気をつけましょう 第24回サマーコンサート ほか	7
福祉	介護保険料納入通知書を郵送しました 社会を明るくする運動 ほか	8~11
インフォメーション	国民年金保険料免除申請受付開始 みずほサマーフェスティバル参加者募集 ほか	14~17
教育委員会からのお知らせ	家庭と子供の支援員募集 ニュースポーツ体験教室 ほか	18~20

# 行政改革の取り組み状況をお知らせします

町では、第4次長期総合計画の基本理念である「自立と協働」に沿って計画した事業を推し進めるために、継続的に行政改革を進めています。平成27年度の取り組み状況を、住民などで構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に報告し、意見を頂きました。

## 平成27年度の取り組み状況（67項目）

- 一定の目標を達成した・・・59項目
- 現在取り組み中であるが、目標を達成していない項目・・・8項目

行政改革大綱と取り組み計画（実施細目）の全文は、町ホームページと役場情報公開コーナーでご覧になれます。

## 平成27年度の行政改革の効果

- ▶収入の確保……約3億3,402万円
- ▶支出の削減……約4,835万円
- ▶節減金額合計……約3億8,237万円

この節減金額は、現在行われている事業の更なる推進に充てたり、今後の施設の改修や新たな行政課題に投資することになります。

※決算額が確定していないため、見込みの数値です。

## 平成27年度に取り組んだ主な内容

### ●協働施策の展開

第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念である「自立と協働」を目指すため、瑞穂町協働フォーラム2016「こんな瑞穂町をわたしはつくりたい！」と題し、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会と協働でフォーラムを開催しました。協働を学び、具体的な施策を事例に、協働のまちづくりに向けて考える良い機会となりました。



▲協働フォーラム2016

### ●プロジェクトチーム・ワーキンググループの活用

みずほ◆きらめき回廊 若手職員啓発活動プロジェクトチームは、動画ツールを利用し、周知啓発に努めました。瑞穂町女性職員活躍推進プロジェクトチームについては、「経営戦略としての女性活躍」と題し、研修会を行いました。昨年度からまとめられたさまざまな課題について、時間的制約のある女性職員が家庭と両立をしつつ活躍できる方法などについて検討を重ね、「瑞穂町女性職員の活躍推進に向けた施策提言書」をまとめ、町長へ提出しました。



▲提言書を町長へ提出

### ●特定財源の確保

地域活性化・地域住民等緊急支援交付金（地方創生先行型、地域消費喚起・生活支援型）などをはじめ、多くの特定財源を確保しました。交付金を活用し、「みずほ超とくとく商品券」事業を実施し、地域の消費喚起につながりました。

### ●公共施設使用料の適正化

利用者の主体的選択によって提供される特定の住民サービスである考え方から、施設利用者の受益と負担を考慮し、瑞穂町体育施設条例等の条例改正（有料使用）を行いました。



### ●次期行政改革大綱策定に向けた見直しと職員への意識喚起

第5次行政改革大綱策定に際し、瑞穂町行政評価委員会行政改革推進分科会で意見を伺いました。頂いた意見を踏まえ、第5次行政改革大綱を策定し、新たな行政課題を認識することが、行政改革に対する職員の意識向上につながりました。

## 行政改革推進分科会から頂いた意見

分科会委員のさまざまな意見を各担当課へ伝え、職員の意識向上や、行政改革につなげてもらいたいと、下記のような意見がありました。

- ①審議会、委員会などにおける委員の公募について、公募枠を拡大すべきである。意見提言できる人材の確保が重要である。
- ②女性活躍推進法が制定され、男女共同参画が叫ばれているなか、女性活躍推進のための施策を進めてほしい。
- ③いつ起こるかかわからない、災害（地震）について、町の初動体制や、職員の配置などを再度見直し、確認をしてほしい。

問合せ 企画課 ☎ 557-7468

## タイ王国コンケン県コンケン市との友好交流に関する覚書を締結



瑞穂町はアジアの一員であり、町民がアジアの文化や歴史を知り、見聞を広めることは、まちづくりを進めていくうえで好ましいことです。また、アメリカ合衆国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を結び交流していますが、国際化をいっそう推進する視点から、アジアの都市を知り、交流を深めていくことは意義のあることと考え、アジアの都市との交流を模索するため、平成20年度からタイ王国のさまざまな郡や市などを訪問してきました。その中で、コンケン県知事と交流を深めることができ、知事より交流先として県中心部のコンケン市を紹介されたことがきっかけとなり、この6月に石塚町長と高水議長が市を訪問し、友好交流を進めることを合意する覚書を交わしました。

今後は、環境・福祉・教育・産業などについて、両市町の事業について情報交換しながら、具体的な交流を検討していきます。

### 【コンケン市の概略】

コンケン市は、タイ王国東北部2番目の大きさを持つコンケン県の県都であり、東北部の経済の中心都市として発展しています。バンコクから北東へ約450キロメートルに位置しています。また、市内には国立のコンケン大学があります。近年は観光都市としても発展しているとともに、手織りのタイシルクなどが名産となっています。

人口は約11万人、面積は約46平方キロメートルです。気候は熱帯に属し、年間を通じて1日の最高気温は30から35度と、年間を通じて暑いイメージがありますが、大きく雨季、乾季、暑季の3つの季節に分かれています。

4月はタイのお正月で、「ソングラーン」と言われます。この時期には、タイ全土で水を掛け合うお祭りが盛大に行われます。コンケン市でも13万人を超える参加があり、大いに盛り上がります。



問合せ 企画課 ☎ 557-7469

## ようこそ瑞穂町へ 姉妹都市モーガンヒル市の中学生がやってきます！！

町では、アメリカ合衆国カリフォルニア州のモーガンヒル市との姉妹都市交流の一環として、中学生の国際交流事業を行っています。

今年は、モーガンヒル市から中学生8人と引率者2人が瑞穂町に来ます。中学校への体験入学や町のイベントに参加するとともに、日本の文化に触れ、ホームステイ先で地域の皆さまとの交流などを行います。

訪問期間中は、温かくお迎えください。

期間 7月12日(火)～7月22日(金)

問合せ 社会教育課 ☎ 557-6695



▲平成26年度に瑞穂町を訪問したモーガンヒル市の中学生

メール配信サービス 町では、登録された方に携帯電話やパソコンに行政情報、災害情報、防犯情報を電子メールで配信しています。ぜひご登録ください。登録方法は、町ホームページまたは公共機関に備え付けのチラシをご覧ください。問合せ 秘書広報課 ☎557-7497

## 国民健康保険 限度額適用認定証について 問合せ 住民課 ☎557-7578

### 70歳未満の方

限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示すれば、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額（保険診療分）が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外となります。

区分	所得区分	限度額：3回目まで（12月以内で）
上位所得者（ア）	旧ただし書所得901万円超	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%（4回目以降：140,100円）
上位所得者（イ）	旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%（4回目以降：93,000円）
一般（ウ）	旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%（4回目以降：44,400円）
一般（エ）	旧ただし書所得210万円以下	57,600円（4回目以降：44,400円）
住民税非課税世帯（オ）	住民税非課税世帯	35,400円（4回目以降：24,600円）

※旧ただし書所得：旧地方税法第292条第4項ただし書きの課税総所得金額と同じ方式による算定所得  
 ※住民税非課税世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。

### 70歳以上の方

被保険者証と高齢受給者証を医療機関の窓口に表示するのみで、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額（保険診療分）が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外となります（ただし、課税世帯の場合は、認定証は交付されません）。

所得区分	限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税所得145万円以上	44,400円 80,100円+（医療費-267,000円）×1%（4回目以降は44,400円）※12月以内で
一般	課税所得額145万円未満	12,000円 44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円 24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）	

※低所得Ⅱ（世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員住民税非課税の場合）  
 ※低所得Ⅰ（世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員住民税非課税、かつ、所得が0円の場合）  
 ※低所得Ⅰ・Ⅱの方は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。  
 ▶限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、被保険者証と印鑑、マイナンバーを持参の上、住民課で認定証の交付を受けてください。  
 ▶7月31日(日)までの有効期間の認定証の交付を受けている方で8月以降も認定証が必要な方は、新たに申請が必要です。

## 後期高齢者医療被保険について 問合せ 住民課 ☎557-7578 広域連合お問い合わせセンター ☎0570 (086) 519

### 後期高齢者医療被保険者証（保険証）が新しくなります

新しい被保険者証（藤色）は、簡易書留で7月中旬に郵送します。有効期限は平成30年7月31日です。届きましたら、氏名・生年月日・負担割合（右記参照）などの記載内容をご確認ください。現在お使いの被保険者証（オレンジ色）は、8月1日(月)以降に、ご自身で破棄していただくか、住民課にお返しください。7月中には返却しないようお願いします。

自己負担の割合	所得区分	平成28年度住民税課税所得（平成27年中の所得から算出）
1割	一般	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合
3割	現役並み所得	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合

### 3割負担から1割負担に変更できる場合があります（基準収入額適用申請）

該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を郵送しています。収入金額を証明できる書類（確定申告書の写しなど）を添えて申請してください。手続きの際は、本人確認のための身元確認書類とマイナンバーが確認できる書類の提示が必要となります。※収入額が右記の基準額を超える方は該当しません。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告をしたものはすべて収入額に含まれます。

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準（平成27年1月1日から12月31日までの収入で判定）
世帯に1人	収入額が383万円未満 ただし、383万円以上でも、同世帯に他の医療保険制度に加入の70から74歳までの方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

### 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の更新は8月1日(月)です

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日(日)となっています。すでに交付されていて、世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。改めて申請する必要はありません。減額認定証を医療機関の窓口に表示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。世帯全員が住民税非課税の申告をされている方で、まだお持ちでない方は、住民課までお問い合わせください。

※平成28年度の保険料決定通知書および保険料納入通知書は、7月中旬に郵送します。

防衛省自衛隊 採用説明会 日程・場所 ▶7月28日(木)、8月17日(水)…立川グランドホテル ▶7月26日(火)、8月3日(水)…グラントヒル市ヶ谷 時間 正午から受付開始 内容 防衛大学校、防衛医科大学校（医学科学生・看護科学生）、航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生の採用説明※詳しくは、お問い合わせください。問合せ 自衛隊厚生募集案内所 ☎551-4725

## 国民健康保険について 問合せ 住民課 ☎557-7578

### 平成28年度国民健康保険税納税通知書を7月上旬に郵送します

国民健康保険は病気やけがに備えて、お金を出し合い、みんなで助け合う制度です。

▶納付が困難な場合は、お早めにご相談ください  
 被災や収入の著しい減少で生活困窮と認められる場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。



▶解雇などによる失業者の特例があります  
 解雇などで職を失った方は、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定する特例です。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。  
**対象**  
 ①65歳未満の雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）  
 ②65歳未満の雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了で更新希望にもかかわらず更新されなかった方など）  
**軽減期間** 離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなります。

### 国民健康保険税を滞納している方へ

▶短期証の交付について  
 現在、国民健康保険税を滞納している方に、短期証（有効期間の短い被保険者証）を交付しています。有効期限の過ぎた短期証は、使用できませんので、更新の手続きをお願いします。  
 ※未納の国民健康保険税の納付方法などは税務課でご相談ください。その後、被保険者証を住民課の窓口で交付します。  
 ※短期証を交付している世帯の中で、保険税の督促、催告に応じない世帯には、国民健康保険法第9条第6項の規定により、被保険者資格証明書を交付することになります。

▶被保険者資格証明書について  
 被保険者資格証明書では、医療機関に受診したときに医療費の10割（全額）を支払い、7割をご自身で町に請求する手続きが必要になります。※保険税が納付できない特別な理由がある方は、税務課で納税相談をお願いします。  
**問合せ**  
 ▶短期証などについて 住民課 ☎557-7578  
 ▶納税について 税務課 ☎557-7529

### 医療費の適正化について

▶ジェネリック医薬品に関するお知らせ  
 現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の縮減が見込まれる方へ負担額がどの程度変わるかを試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・10月・2月に郵送する予定です。  
 ※すでにジェネリック医薬品に切り替えた方や医師と相談された方で、通知不要の場合は、住民課へご連絡をお願いします。  
 ※詳しくは、お問い合わせください。  
**問合せ** コールセンター ☎0120 (53) 0006

▶接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の施術内容の点検にご協力をお願いします  
 国民健康保険に加入している方を対象に、柔道整復（接骨院・整骨院）、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術内容について施術内容の点検を実施しています。委託先から施術内容の確認の手紙が届きましたら、回答のご協力をお願いします。  
**委託先：**  
 ガリバーインターナショナル（株）



### 高齢受給者証は7月中旬に郵送します

現在お使いいただいている高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)を過ぎても届かない場合は、住民課へお問い合わせください。

生活習慣病予防のための健康診査・保健指導の積極的な利用をお願いします

生活習慣の変化や高齢者の増加などにより、近年、糖尿病などの生活習慣病になる方が増加しています。生活習慣病は、一人ひとりがバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防ができます。国民健康保険税納税通知書に同封のご案内をご覧ください。

問合せ 保健センター ☎557-5108